

蒲郡市勤労福祉会館  
指定管理者募集要項

令和8年7月

蒲郡市

## 蒲郡市勤労福祉会館指定管理者募集要項

蒲郡市では、勤労者の文化教養の向上と福祉の増進を図るため昭和55年7月に開館した、蒲郡市勤労福祉会館（以下「会館」という。）の管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、令和9年3月31日で指定期間が満了となりますが、令和9年度以降も引き続き指定管理者制度による管理運営を予定しています。

つきましては、下記の要項により会館の管理運営を行う指定管理者を募集します。（指定管理者とは、地方自治法（昭和22法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）

### 1 対象施設

蒲郡市勤労福祉会館管理運営仕様書（以下「仕様書」という。） 2「施設の概要」のとおり。

### 2 対象施設に係る条例、規則

- (1) 蒲郡市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年蒲郡市条例第19号）
- (2) 蒲郡市勤労福祉会館規則（昭和55年蒲郡市規則第16号）
- (3) 蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年蒲郡市条例第19号）
- (4) 蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年蒲郡市規則第46号）

### 3 指定管理者が行う業務

仕様書 6「業務内容」のとおり

### 4 指定の予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

## 5 応募資格

法人その他の団体（市内に事務所又は事業所を有する団体に限ります。）で、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 申請時において蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき指名停止の措置を受けているもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 最近3年の間、市税ほか地方税及び国税等を滞納しているもの
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続きしているもの
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
- (7) 本施設を指定期間にわたり、安定的に管理することの可能なノウハウ、実施体制及び経営基盤が確保されていないもの

## 6 グループ応募の場合の条件

- (1) 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
- (2) 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- (3) 単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- (4) 代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

## 7 管理の基準

- (1) 関係法令の遵守及び会館の設置目的に沿った管理運営  
2に掲げる条例等関係法令を遵守し、会館の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 開館時間  
仕様書 3「開館時間」のとおり
- (3) 休館日  
仕様書 4「休館日」のとおり
- (4) 個人情報の保護  
仕様書 10「個人情報」のとおり

## 8 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準並びに管理業務に従事する者の配置の基準

- (1) 会議室、研修室等利用管理業務その他施設管理運営業務  
午前9時から午後9時まで 1名以上
- (2) 会館館長として、会館の管理運営業務に従事する者を必ず置くこと。
- (3) 会館の管理運営業務に従事する者のうちに、甲種防火管理者を置くこと。
- (4) 福祉会館として多くの障がい者が利用するため、社会福祉主事相当及び手話通訳ができる職員を置くこと。
- (5) 福祉の拠点としての事業を企画して実施すること。

## 9 使用料

施設の使用料は、無料です。(2(1)に掲げる条例に定めておりません)

## 10 指定管理料

- (1) 会館の管理運営を行うために必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を算定し、指定管理料として提示してください。指定管理料の内訳として、消費税は分かるように提示してください。  
指定管理者として指定され、協定を締結した後に消費税及び地方消費税の税率引き上げが行われた場合は、指定管理料を再度積算し、変更協

定を締結することとします。

※ 算定に当たっては、別紙「蒲郡市勤労福祉会館指定管理料算定参考資料」を参照してください。

※ 指定管理料のうち光熱水費及び修繕費については年度毎の計画額と実績額を比較し、各年度末に余剰金が生じた場合のみ精算（余剰金の返還をいう。）を行います。ただし、4に掲げる指定の予定期間中においては、市と協議の上、その額を光熱水費及び修繕費として繰り越すことができるものとし、なお、光熱水費は各年度とも6500千円以上（税込み）、修繕費は各年度とも1500千円以上（税込み）とし、指定管理料に含めてください。

(2) 原則、指定管理料は、毎月12回の後払いとします。

#### 11 管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理運営業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

ア 地震、火災風水害等により指定管理者の責めに帰さない大規模な修繕に要する費用については、市が負担します。

イ 施設修理について、1件130万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下の場合には指定管理者が負担してください。

ウ 設備及び備品の修理及び更新に要する費用は、指定管理者が負担してください（イと同様の考え方とします）。

エ その他上記に掲げる以外の費用は、指定管理者が負担してください。

(2) 管理運営業務に関し、指定管理者が収納する範囲

各施設に設置されている自動販売機及び公衆電話については、市が設置許可をし、行政財産使用料は設置事業者から市に直接納入していただきますが、自動販売機及び公衆電話に係る電気料は指定管理者が設置業者に請求するものとし、

(3) 次に掲げる経費については、市が指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行することとします。

ア 施設の大規模改修費（原形を変えずる修繕及び模様替え）

イ その他協議により定める事項

(4) 管理運営業務に関し、指定管理者が危険を負担する範囲

ア 指定管理者は、施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、市の指示により、その損傷の全部又は一部について賠償していただきます。

イ 利用者に事故があった場合で、その原因が指定管理者により発生したときは、指定管理者が責任を負うものとします。

## 12 募集要項の配布及び申請の受付

### (1) 場所

蒲郡市役所 福祉課（本館1階）

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

電話番号 0533-66-1106

FAX番号 0533-66-3130

### (2) 期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月17日（月）まで（土・日曜日、休日を除く。）

### (3) 時間

午前9時から午後4時30分まで

## 13 申請期限

令和8年8月17日（月）午後4時30分必着（郵送可）

※書類を送付する場合、書留郵便等の対面で受け取れる手段に限ります。

## 14 提出書類

蒲郡市公の施設の指定管理者指定申請書に、以下の書類を添付して提出してください。また、複数ページに渡るものは、通しページ番号を付記してください。提出書類は、A4サイズ縦長、横書きとします。

### (1) 事業計画書

以下の各項目について、2に掲げる条例及び規則その他本要項等を参照のうえ、作成・提出してください。

ア 会館の運営方針及び会館で果たし得る役割

イ 管理運營業務計画

(ア) 管理運営方法

(イ) 従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(ウ) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講ずる措置の内容

(エ) 職員の研修及び資質向上計画

ウ 本要項「3 指定管理者が行う業務」の具体的な実施計画

エ 収支計画書（別紙様式）

(ア) 令和9年4月から令和14年3月までの年度毎の収支計画

(イ) 収入については、指定管理料を計上してください。

オ その他特記事項

(2) 申請者に関する書類（グループによる申請の場合は、代表団体のみでなく各構成団体も提出してください。）

ア 団体の概要（役員名簿、従業員数、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの）

イ 共同事業体協定書及び申請委任状（グループによる申請の場合）

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）（申請日前3ヶ月以内に発行のもの）

エ 役員の名、住所及び略歴を記載した書類

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類並びに過去2か年の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

カ 当該法人の登記簿謄本（全部事項証明書）

キ 法人税の申告書【第1表】（受付印のあるもの。電子申告の場合は受付結果通知書等を添付すること。）及び【第4表】の写し（直近のもの）

ク 過去3年間の次に掲げる書類

(ア) 法人税納税証明書及び消費税（地方消費税を含む。）納税証明書

※ 未納の税額がないことの証明を要件としているので、納税額等の証明は必要ありません。（申請日前3ヶ月以内に発行のもの）

(イ) 貸借対照表

(ウ) 損益計算書（販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書等）

※原価の明細が分かるもの

(エ) 財産目録

(オ) 各年度末の常勤役員数、従業者数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。なお、非常勤従業員数は8時間で1人と換算する。

(カ) 過去3年間、指定された市から指定管理者として取消されたこと又は指定された市から損害賠償請求をされたことがある場合は、その旨を別紙で報告してください。

ケ 誓約書（別紙参照）

(3) 申請者の概要（役員等名簿、従業員数、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの）

## 15 提出部数

正本1部、副本14部（うち1部はクリップ止めとし、製本しないで提出してください。）

## 16 現地説明会

令和8年7月17日（金）午前10時から会館にて現地説明会を行います。参加をご希望される方は7月15日（水）午後4時30分までに蒲郡市福祉課（電話番号0533-66-1106）へご連絡ください。なお、本説明会に参加しなくても指定管理者の申請はできます。

※ 説明会では資料等の配布は行いません。参加者は必要に応じ、各自で募集要項等を印刷の上ご参加ください。

## 17 質問の受付

質問は、蒲郡市福祉部福祉課がメール又はFAXにて7月30日（木）まで受け付け、ホームページ上で回答します。

## 18 選定

提出書類により、蒲郡市指定管理者選定委員会で候補者を選定します。審査に当たり、提出書類についてプレゼンテーションしていただく機会を設けます(日時については別途連絡します)。プレゼンテーションの内容は、後日市のホームページに議事録として公開させていただきます。なお、選定結果は、選定後応募者全員にお知らせします。

## 19 選定の基準

指定管理者の選定は、2(3)に掲げる条例で定める選定の基準に照らし、事業計画書等の内容により、会館の管理運営を安定して行うために必要となる能力を有するかを総合的に判断します。

## 20 その他

- (1) 応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 市及び蒲郡市指定管理者選定委員会が指定管理者の選定に関し必要と認めるときは、説明又は追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 提出された書類は、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断されます。なお、今回の選定の結果、候補者となり、その後指定の議決を経て指定管理者となる団体の該当書類については、公開できない部分を除き（個人情報等、情報公開条例の非公開事由にあたるもの）、原則公開といたします。
- (4) 蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年蒲郡市規則第46号）第6条の規定により提出される事業報告書の決算数値等は、指定管理者公募の際に指定管理料算定参考資料として公開するものとします。
- (5) 指定管理者として指定した後、指定期間前に、会館館長就任予定者及び従事予定者に対して、一定期間会館にて研修並びに事務及び事業の引継ぎを行います。
- (6) 指定管理者の指定を受けた団体と締結する協定において、指定の取り

消し等により市等に損害が生じた場合の補償を団体とは別に代表者個人に求めることができる旨を規定します。

- (7) 本案件は、蒲郡市公契約条例（令和5年蒲郡市条例第6号）及び蒲郡市公契約条例施行規則（令和5年蒲郡市規則第11号）に定める特定公契約に該当し、労働環境報告書等の提出が必要となります。詳細は蒲郡市ホームページの「蒲郡市公契約条例の手引」をご覧ください。
- (8) 市は、指定管理者に対し、労働条件審査を実施することができるものとします。このため、労働条件審査により指定管理者のもとで働く従業員に対する不適切な取り扱いが認められた場合、市は指定管理者に対する改善指示、関係機関への通報、その他必要な措置を講ずることができるものとします。
- (9) 現在、会館で使用している設備・備品等については、貸付備品として現状のまま引き続き使用していただく予定です。
- (10) 蒲郡市勤労福祉会館利用状況表（令和7年度）

区 分	利用件数	区 分	利用件数
第2会議室	619	大研修室	163
第3会議室	441	小研修室	544
第4会議室	369	和室	61
視聴覚室	413	談話室	176
		合計	2,786

開館日数 359日

蒲郡市勤労福祉会館利用状況表（令和6年度）

区 分	利用件数	区 分	利用件数
第2会議室	557	大研修室	77
第3会議室	349	小研修室	342
第4会議室	274	和室	48
視聴覚室	383	談話室	110
		合計	2,140

開館日数 359日

21 問い合わせ先

蒲郡市役所 福祉課 (本館1階)

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

電話番号 0533-66-1106

FAX番号 0533-66-3130

E-mail: shogai@city.gamagori.lg.jp